

令和7年度しみずマイホーム奨励金交付制度

町内で住宅を新築・購入する方、住宅リフォームをする方を対象に奨励金を交付しています。

奨励金額一覧

	項目	子育て世帯		一般世帯（単身可）	
		現金	商品券	現金	商品券
住宅取得事業	新築（町内施工）、 新築住宅購入	80万円	20万円	60万円	20万円
	新築（町外施工）	-	10万円	-	8万円
	中古住宅購入	40万円	10万円	30万円	10万円
住宅 リフォーム事業	住宅リフォーム	-	20万円	-	15万円
		対象工事費用の10%とし、 限度額を20万円		対象工事費用の10%とし、限 度額を15万円	

※商品券 …清水町ハーモニー商店会が発行する商品券。

※子育て世帯…入居時に18歳以下の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）がいる世帯又は母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯。住宅リフォームの場合は工事完了時に18歳以下の子がいる世帯。

対象要件（住宅取得事業）

●建設する場合

【新築】 自己で新しく住宅を建設し、取得価格が500万円以上のもの。

●購入する場合

【新築住宅】

完成から1年以内の上記の新築の住宅で、いまだ人が居住したことの無いもの。

【中古住宅】

中古住宅と同時に敷地も取得し、その取得価格が250万円以上のもの。（2親等内の親族から購入する住宅は除く。）

※町内に自らが居住する住宅を取得し、取得後5年以上継続して居住する意志があることを確認します。別荘等の一時的に使用する住宅及び賃貸住宅は対象外です。

● 対象要件（住宅リフォーム事業）

●対象要件

- ・町内業者の施工であること。（リフォーム工事のみ）
- ・町税等を完納していること。
- ・過去にこの奨励金の交付を受けていないこと。

●対象となるリフォーム例

住宅の増築・改築、修繕、塗装、給湯配管等設備工事、建具取り換え、換気設備工事、段差解消、手すり設置、窓ガラス交換、断熱改修、電気設備、基礎の補強工事等。

※50万円未満のリフォームは対象外

● 申請手順

奨励金交付申請

工事請負契約後又は売買契約後に申請。

奨励金交付決定

申請書を審査の上、決定通知書により通知します。

完了報告

住宅を取得した後、速やかに完了報告書を提出。

奨励金交付

完了報告書を審査の上、確定、奨励金を交付します。

● 申請に必要な書類

奨励金交付申請書時に必要な書類

- ・市町村が発行する完納証明書
- ・工事請負契約書の写し（住宅を新築する場合）
- ・売買契約書の写し（新築住宅及び中古住宅を購入する場合）
- ・併用住宅の場合、建物及び住宅部分の面積が確認できる平面図
- ・母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し（子育て世帯の場合）
- ・その他町長が必要と認める書類

完了報告時に必要な書類

- ・世帯全員が記載されている住民票
- ・所有権が確認できる建物の登記事項証明書の写し
- ・住宅取得に係る領収書類の写し
- ・定住誓約書（様式第4号）
- ・振込口座を確認できるもの（通帳の写し等）

● 奨励金交付の対象期限

令和8年3月31日まで。

● 申込み・問い合わせ先

清水町役場商工観光課移住定住促進係

〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

TEL：0156-62-1156